

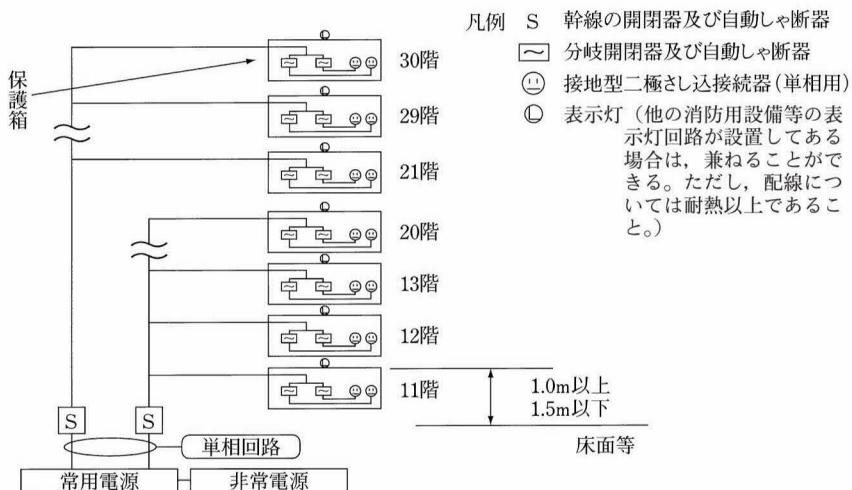
第4 非常コンセント設備（令第29条の2）

4.1 設置を要する防火対象物

(1)

防火対象物	規 模 等	一 般	11階以上	水 平 距 離
(1)項～(16)項・(17)項			全 部	50m
(16の2)項	延べ面積1,000m ² 以上			50m

4.2 (例) 非常コンセント設備構成図



(〔5〕I 2.3 (12)参照)

4.2 図1 非常コンセント設備の構成図

備 考

- 1 非常コンセント設備は、単相交流100V、15A以上
- 2 非常コンセントは、1回路につき、10個以下（保護箱の数）
- 3 分岐開閉器及び自動しや断器は、プラグ受けごとに20Aの配線用しや断器（ブレーカー）とする。
- 4 コンセントの定格は、125V、15A（JIS C 8303の接地形二極コンセント）
- 5 幹線の自動しや断器容量は、原則として、45A以上とする。

④ 第4 非常コンセント設備

4.3 保護箱

- (1) 非常コンセントは人の容易にふれる高さに設置するので感電予防、器具破損防止等の保安のために扉つき保護箱内に設けるものである。
- ア 非常コンセントは埋込式の保護箱内に設けること。（規則31の2(2))
- イ 保護箱の構造は、次によること。
- (ア) 大きさは、長辺25cm以上、短辺20cm以上とすること。
- (イ) 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のもとのとすること。
- (ウ) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。
- (エ) 保護箱には、プラグ受け2個を設けること。(指導)
- (オ) 保護箱には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
- (カ) 保護箱には接地を施すこと。
- (キ) 保護箱は、耐火構造の壁等に埋込むか又は配電盤及び分電盤の基準（S56.12.22国告10）第3、1(2)（注参照）に準じたものを設けること。
ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあっては、この限りでない。

注 キャビネットの内部は、防火塗料等を施したパーライト板（板厚が埋込む部分にあっては12mm以上、露出する部分にあっては15mm以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性及び断熱性を有する材料で内張りしたものとし、熱又は振動により容易にはく離しないものであること。

ウ 標示

- (ア) 非常コンセント設備の設置の標示は、次のa、bに定めるところによること。（規則31の2(9))
- a 非常コンセントの保護箱には、その表面に「非常コンセント」と表示すること。

表示文字の大きさは、1字につき2cm²以上とすること。（指導）

- b 非常コンセントの保護箱の上部に、赤色の灯火を設けること。
- (イ) 赤色の灯火は、屋内消火栓の赤色の灯火に準ずること。

エ 消火栓箱等との関係

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は次によること。

- (ア) 保護箱は消火栓箱等の上部とすること。
- (イ) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃

④ 第4 非常コンセント設備

材料等で区画すること。

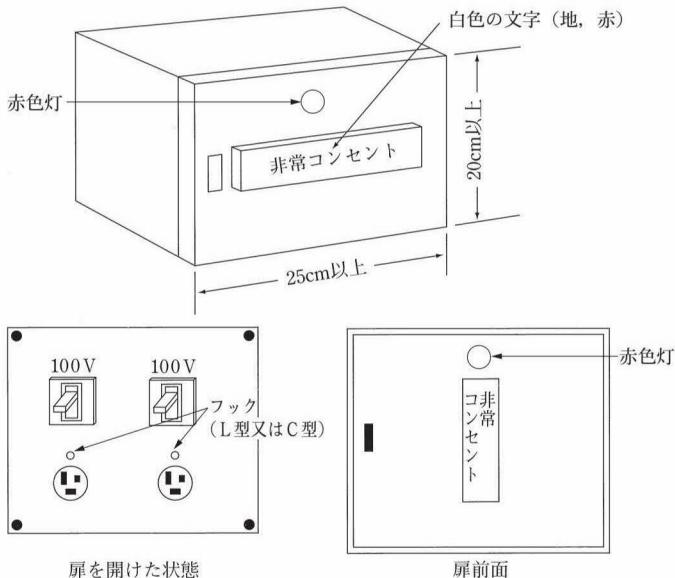
- (ウ) 消火栓箱部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。
- (エ) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、消火栓等の赤色の灯火と兼用することができる。

(2) 埋込式の保護箱（規則31の2(2)）

保護箱は、 $20\text{cm} \times 25\text{cm}$ で、厚さ1.6mm以上の鋼製のものとされている。またプラグの離脱防止のためのフック、接地端子等を設け、保護箱の表面には4.3図1のように「非常コンセント」と表示することが必要である。

ア 近傍に赤色灯が設置されている場合は（筐体の塗色は指定しない。）この限りでない。

イ 一字の一辺 2cm 以上とすること。

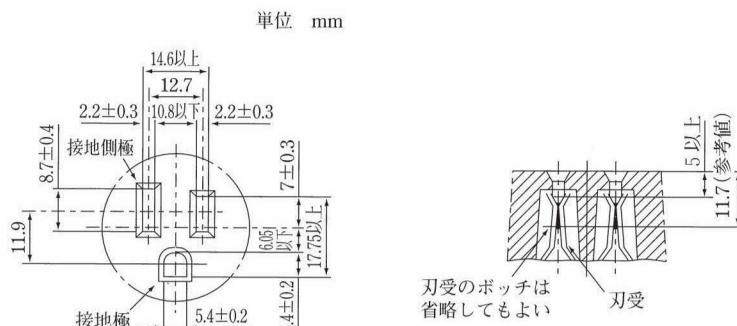


4.3 図1 非常コンセント保護箱

4.4 コンセント（規則31の2(3)）

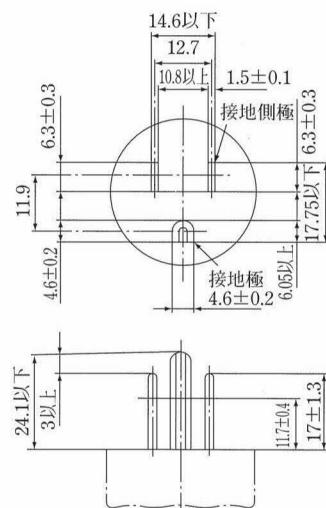
電気機器の差込プラグには単相100V用のものに3本の刃が出ている。これらの刃のうちの1本はアースを取るための刃で、残りの通電用の刃と形や大きさをかえてある。

4 第4 非常コンセント設備



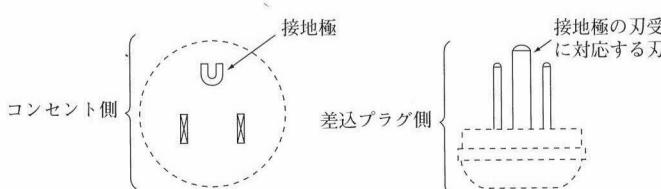
4.4 図1 コンセント（刃受穴）

4.4 図2 刃受穴断面



4.4 図3 差込プラグ（刃）

4.5 刀受の接地極（規則31の2(4)）



4.5 図1

4 第5 無線通信補助設備

4.6 接地工事（規則31の2(4)）

- (1) 非常コンセント設備に使用される電圧は100VであるのでD種接地工事を行う。（電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条・電気設備の技術基準の解釈第19条）
- (2) 接地線の太さは直径1.6mm以上とし、接地抵抗値は100Ω以下であることとされている。